

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

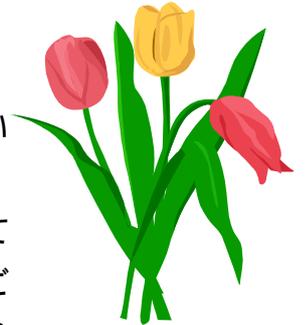
ご挨拶

まもなく春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。

第49号では、平成24年度税制改正のポイントについて取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



目次:

ご挨拶 1

平成24年度税制改正
のポイント<個人所得
課税・資産課税関係> 1

平成24年度税制改正のポイント<個人所得課税・資産課税関係>

平成23年度税制改正は、当初提出法案が成立せず、6月の「分離法」、11月の「積み残し法」と前例のない形で進展し、いまだに未実現となっている項目も多くあります。

平成24年度税制改正は、平成23年度大綱に記載していながら実現しなかったものが、改めて盛り込まれています。今号ではその平成24年度税制改正のうち、個人所得課税と資産課税の主な改正内容について解説いたします。

給与所得控除の引き下げ (T_T)

給与所得控除とは、給与所得者に認められている必要経費のようなもので、年収に応じて定められています。所得税や住民税を計算する際に使用しますが、給与所得控除が縮小すると、課税対象となる給与所得が増えるため、税額の増加に直結します。

給与所得控除については、給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは限らないこと、主要国においても定額又は上限があること等を理由に、給与収入1,500万円を超える場合に、245万円の上限を設けることになりました。

所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用されます。

【年収に対する給与所得控除額】

給与収入金額		~162.5万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
給与所得 控除額	現行	65万円	108万円	154万円	200万円	220万円	245万円	270万円	295万円	320万円
	改正案	65万円	108万円	154万円	200万円	220万円	245万円	245万円		

例：給与収入が年額2,500万円の方の場合

給与所得控除が(現行)295万円 (改正案)245万円となりますので、差額の50万円分給与所得が増え、税額も増えることとなります。

役員退職金課税の見直し (T_T)

退職金については、長期間にわたる勤務の対価が一時にまとめて後払いされる性格等を考慮し、累進緩和措置(2分の1課税)がとられています。しかし、勤続年数 5年以下の法人役員等の退職所得については、2分の1課税が廃止されます。平成25年分以後の所得税から適用されます。

退職所得に係る所得税額の計算方式 他の所得と区別をして次により下記のように計算します。

退職所得の金額	× 税率 = 退職所得に係る所得税額
(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	

勤続年数 20年以下	1年につき40万円
勤続年数 20年超の部分	1年につき70万円

【改正案】 勤続年数 5年以下の役員等については廃止

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

勤務先へ「退職金受給に関する申請書」を提出しなかった場合、勤続年数に関係なく退職金支払金額に一律20%の税率で源泉徴収がなされます。

役員等の範囲

- ・法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
- ・法人の経営に従事している者のうち一定の者

所得税額の計算例 (勤続年数 4年、退職金 500万円、

【現行】 $(500万円 - 160万円) \times 1/2 \times 5\% = 85,000$

【改正案】 $(500万円 - 160万円) \times 20\% = 680,000$

その他、退職所得に対して住民税がかかります。

「退職金受給に関する申請書」提出の場合)

所得税額は、+ 595,000円 となります。



ホームページもご覧下さい。リニューアルいたしました！
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

住宅取得等資金の贈与に係る非課税特例の見直し (^_^)

若年世代への資産の早期移転や省エネルギー性および耐震性を備えた良質な住宅の需要拡大のために、住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置が拡充・延長されます。現行の1,000万円の非課税限度額が、平成24年中であれば一定の要件を満たす場合1,500万円まで拡大されます。

平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用され、適用期限は平成26年12月31日までです。

【非課税限度額】

贈与を受けた時期		省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合	左記以外の住宅用家屋の場合
現行	平成 23年中	1,000万円	
改正案	平成 24年中	1,500万円	1,000万円
	平成 25年中	1,200万円	700万円
	平成 26年中	1,000万円	500万円
	東日本大震災の被災者の特例	1,500万円 (平成24年～26年中)	1,000万円 (平成24年～26年中)

省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合、非課税限度額が + 500万円 上乘せされます。

住宅家屋の床面積が東日本大震災の被災者を除き、240㎡(約72.6坪)以下のものに限定されます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

(平成24年4月14日 移転)

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp